ジョン・ロールズ『正義論〔改訂版〕』本文訂正一覧

2019 年 4 月現在

――――――――――――――――第 6 刷（2011 年 9 月刊）までの訂正分――――――――――――――――

誤植

132 ページ：最終行　との比較考量⇒と比較考量

135 ページ：9 行目　要する⇒要とする

272 ページ：１行目　国有の⇒固有の

571 ページ：原注 1 行目　R. R. Hare⇒R. M. Hare

576 ページ：2 行目　beneficence act⇒beneficent act

594 ページ：後ろから 5 行目　粗描⇒素描

745 ページ：後ろから 5 行目　導びかれて⇒導かれて

修正・加筆

010 ページ：3 行目　疑惑や敵意とは⇒疑惑と敵意とは

017 ページ原注 4：3 行目　『統治二論』加藤節訳、岩波書店、二〇〇七年
⇒『統治二論』加藤節訳、岩波文庫、二〇一〇年

028 ページ：後ろから 2 行目　原理と確信⇒条件と判断

070 ページ：後ろから 3 行目　道徳感情⇒道徳感情（情操）

110 ページ：**＜後ろから 7 行目から 5 行目までの一文を以下のように修正する＞**
すなわち、たとえ格差原理が何らかの利得をその人物に割り当てたとしても、政治システムに対して利得が及ぼす不正な影響力の類い（自由の優先権が排除してしかるべきもの）が残ってしまうだろうから〔その場合、当該の利得は制限される〕、との想定がそれである。

114 ページ：4 行目　付随する⇒付帯する

133 ページ原注 15：1 行目　ヒュックス⇒フークス

133 ページ原注 15：2 行目　ヒュックス規準⇒フークス規準

135 ページ：10 行目　補償⇒補正

142 ページ：11 行目　大きな利益⇒大きな相対的利益

142 ページ：後ろから 2 行目　において相対的に
⇒において〔自由や平等に比して〕相対的に

186 ページ：後ろから 3 行目　獲得⇒習得

222 ページ：11 行目　受け取る⇒見立てる

222 ページ：12 行目　彼の予期⇒彼の予期（期待値）

222 ページ：13 行目　Σplul⇒Σpiui

222 ページ：13 行目　pl は i 番目の⇒pi は i 番目の

222 ページ：13 行目　ul は対応する地位を⇒ui は i 番目の地位を

223 ページ：後ろから 5 行目　当事者たちをリスクに⇒当事者たちを〈リスクに

224 ページ：後ろから 4 行目　合理的な個人と見なす⇒合理的な個人〉と見なす

374 ページ：後ろから 6 行目　へと目を向けて⇒を当てにしながら

433 ページ：1 行目　ボーリング版著作集⇒バウリング版著作集

453 ページ：3 行目　ロスが⇒〔直観主義者の〕ロスが

525 ページ原注 2：3 行目　*Summa Theologica*, Ⅰ-Ⅰ⇒*Summa Theologica*, Ⅰ
525 ページ原注 2：3 行目　『神学大全』第一冊（第１－１部: 第五～第六問題）
⇒『神学大全』第一冊（第１部: 第五～第六問題）
568 ページ：8 行目　背景の一部⇒後ろ盾の一環
748 ページ：後ろから 5 行目　第一の種類の⇒〔本訳書四四五頁で分類した〕第一の種類の
753 ページ：10 行目　有していることは⇒有していることが
754 ページ：1 行目　共感能力⇒共感容量
754 ページ：後ろから 2 行目　いちばん心が痛まない⇒少しも心が痛まない
755 ページ：後ろから 8 行目　だから詐欺⇒だから欺瞞
755 ページ：後ろから 7 行目　偽善に関する⇒偽善を目論む
755 ページ：後ろから 7 行目　私たちの方策⇒私たちの術策
755 ページ：後ろから 7 行目　こうした方策⇒こうした術策
778 ページ：後ろから 8 行目 *Essays on Rawlsian Political Philosophy*, p. 326
⇒*Essays on Rawlsian Political Philosophy*, Oxford University Press, 2007, p. 326
780 ページ：後ろから 3 行目　「慟哭」一九五五年発表より
⇒の連作「慟哭」より、一九五五年に一部発表

索引

793 ページ：12 行目　ヒュックス規準⇒フークス規準＜「不安定性〔二種類の〕」の次に送る＞
793 ページ：19 行目　不安定性〔二種類の〕　458 をトル
796 ページ：後ろから 20 行目　善行　449⇒449n

――――――――――――――――第 7 刷（2012 年 5 月刊）の訂正分――――――――――――――――

誤植

085 ページ：後ろから 6 行目　すべての全員⇒すべての成員
408 ページ：2 行目　支払わなければならない⇒支払われなければならない
489 ページ：3 行目　はっきりした区別することができない
⇒はっきり区別することができない
641 ページ：8 行目　ということ否定するものではない
⇒ということを否定するものではない

修正・加筆

xii ページ：11 行目　自由かつ平等な人格⇒自由で平等な人格（意見表明の主体）
xiv ページ：8 行目　なぜ欲しがられるのか⇒なぜそれほど欲しがられるのか
xiv ページ：12 行目　もちろん⇒トル
xiv ページ：14 行目末尾～16 行目　自由かつ平等な市民としての、また生涯を通じて十全な協働を続ける正規の社会構成員としての地位に即した、人びとのニーズ（必要・要求）の対象だ
⇒円満な生活を続ける上で人びとが必要とするものごとにほかならず、それらの財に対する彼らのニーズ（必要・要求）は、自由で平等な市民にしてかつ充実した協働を営む人並みの社会構成員である地位に即して、抱かれるもの
xv ページ：1 行目　変更に関してであれば、後続の

⇒もろもろの変更と同様に、一九八二年の
xv ページ：14 行目　二段構えの対比⇒二段構えの比較検討
xv ページ：原注 5 の 1 行目：Basic Liberty ⇒ Basic Liberties
xvi ページ：3,8,12,12,13,16 行目（6 箇所）：対比⇒比較検討
xvii ページ：5 行目　政治生活⇒政治が関与する生活領域
xvii ページ：8 行目　(能力を教育し技能を訓練した成果である）人的資本
⇒人的資本(教育と訓練の成果である能力および技能)
xvii ページ：11 行目　偶発事故⇒偶然
xvii ページ：17 行目　偶発事故や不運からの⇒偶然や不運に備えての
xviii ページ：2 行目　甚大な富の不平等、しかも相続譲渡の可能な富の不平等を許容
⇒世代をまたいで続く甚大な富の不平等を容認
xviii ページ：11 行目　譲渡に関する⇒遺産贈与を取り仕切る
xviii ページ：13 行目　射程と趣旨⇒効力
033 ページ：原注 7 行目　アダム・スミスの The Theory of the Moral Sentiments（1759）
⇒アダム・スミスの The Theory of Moral Sentiments（1759）
629 ページ原注 16：　3 行目　The Theory of the Moral Sentiments
⇒The Theory of Moral Sentiments
650 ページ：2 行目　心を砕く⇒気を配る

――――――――――――――――第 8 刷（2013 年 9 月刊）の訂正分――――――――――――――――

誤植訂正および修正

xxvii ページ：本文最終行　一九七一年夏⇒一九七一年八月
007 ページ：7 行目　（ましな暮らし向き）⇒（ましな暮らし向きの対等な分かち合い）
021 ページ：後ろから 6 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
024 ページ：後ろから 2 行目　いう名称で⇒という名称で
031 ページ：6 行目　引き寄せられる⇒迫られる
041 ページ：3 行目　全面的に⇒総じて
046 ページ：10 行目　ない〔ので外してある〕⇒ない〔ので外してある〕。
060 ページ：後ろから 7 行目　正確な⇒精確な
062 ページ：11 行目　一定の社会的な環境
⇒一定の社会的な情況〔＝第 22 節「正義の情況」のこと〕
084 ページ：後ろから 5 行目　社会的・経済的諸利益⇒社会的・経済的な相対的利益
085 ページ：6 行目　各人の利益⇒各人の相対的利益
085 ページ：11 行目　社会的・経済的利益⇒社会的・経済的な相対的利益
085 ページ：12 行目　補償⇒補正
086 ページ：8 行目　各人の利益⇒各人の相対的利益
087 ページ：後ろから 5 行目　社会的・経済的諸利益⇒社会的・経済的な相対的利益
089 ページ：後ろから 7 行目　ある人びとの不利益⇒ある人びとの相対的不利益
089 ページ：後ろから 6 行目　人びとの利益⇒人びとの相対的利益
089 ページ：後ろから 4 行目　全員が利益を得る⇒全員が相対的利益を得る

104 ページ：7 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
107 ページ：後ろから 3 行目　相互の相対的利益⇒相互の対等な相対的利益
116 ページ：8 行目　相互の相対的利益
⇒相互の相対的利益（ましな暮らし向きの対等な分かち合い）
132 ページ：1 行目　人びとのことを、配慮せざるを⇒人びとのことに、考え及ばざるを
145 ページ：4 行目　共通の利益のために⇒共通の相対的利益のために
145 ページ：6～7 行目　遺伝的素質が不変である⇒遺伝的素質が固定されている
150 ページ：11 行目　相互に相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
162 ページ：9 行目　道徳人格として⇒道徳的人格として
170 ページ：5 行目　ましな暮らし向き⇒ましな暮らし向きの対等な分かち合い
170 ページ：7 行目　どうして利害の一致が存在することになるかと言えば
⇒なぜ利害の一致が生じるかと言えば
171 ページ：7 行目　相互に相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
173 ページ：8 行目　第 22⇒第 24
174 ページ：11 行目　実践における⇒実践が具備すべき
184 ページ：後ろから 2 行目　自分だけの利益⇒自分だけの相対的利益
189 ページ：1 行目　自分の利益⇒自分の相対的利益
189 ページ：5 行目　他の人びとの不利益⇒他の人びとの相対的不利益
189 ページ 7 行目　：おのれの利益⇒おのれの相対的利益
209 ページ原注 19：3 行目　意志決定⇒意思決定
256 ページ：4 行目　意志決定⇒意思決定
270 ページ：2 行目　代議制における〔当事者たちを〕代表する立法者
⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
281 ページ：4 行目　利益計算⇒相対的利益の算出
281 ページ原注 6：後ろから 5 行目以下　この原理は、優先権のルールが認める範囲でのみ、制度の一定の構造が〔制度から〕外されるべきことを命じる⇒この原理は、優先権のルールが許可する場合にのみ、〔奴隷制や宗教上の不寛容といった〕制度のある種の構造を〔制度枠組みから〕切断・棄却すべきことを命じる
286 ページ：後ろから 5 行目　一定の共通性⇒一定の類似性
288 ページ：5 行目　国益⇒国家の利害関心
307 ページ：8 行目　背景におく⇒後ろ盾とする
316 ページ：後ろから 4 行目　これらの考慮すべきことがらは、すべてミルと他の思想家のおかげで⇒以上のような留意事項は、すべてミルたちのおかげで
316 ページ：後ろから 3 行目　彼らは平等な政治的自由がたんなる手段ではないことを示した⇒平等な政治的自由はたんなる手段にとどまらないことがこうして判明している
317 ページ原注 19：1 行目　二〇九～二一七頁⇒二一二～二一七頁
317 ページ原注 20：4 行目　Kirchenheimer ⇒Kirchheimer
333 ページ：後ろから 4 行目　実現可能性⇒実行可能性
336 ページ：後ろから 6 行目　導びかれるべき⇒導かれるべき

358 ページ：2 行目　実践的つながり⇒実行可能な側面
365 ページ：10 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
366 ページ：3 行目　補償的⇒補正的
376 ページ：後ろから 6 行目　原理的上存在しない⇒原理上存在しない
382 ページ：9 行目　補助的な所得支払いの額⇒定額給付金の規模
387 ページ：後ろから 7 行目　かなり詳細に⇒あまり詳細に
397 ページ：後ろから 3 行目　はじめてしてしまった⇒スタートしてしまった
399 ページ：9 行目以下　貧者の苦難は……指摘すれば足りる。⇒以下の点を指摘しておけば、こと足りる。すなわち、（通説とは逆の言い分になるけれども）後続世代の福祉が増大するのなら貧者の困窮は正当化されるなどとケインズは言明していない、と。
399 ページ：11 行目以下　ケインズがそう述べていないことは……一致する⇒彼の立場と、〈効率性および相対的利益の総和の増大よりも正義が優先すべきだ〉とする〔本書の〕主張との間には折り合いがつけられる
400 ページ：5 行目　利害関係が法外なものと⇒地位争いの懸賞金があまりに高額なものと
433ページ原注51：3行目以下　この原理を支持するために……主張している⇒〈各人の善は他のいずれの人の同類の善と同等の値打ちを有するべきである〉とする原理を擁護しながらも、どのような場合に複数の人びとの善が等しいといえるのかを決定するにあたっては卓越性の規準が関連・適合するものと考えている
453 ページ：後ろから 4 行目　相互の相対的利益
⇒相互の相対的利益（ましな暮らし向きの対等な分かち合い）
457 ページ：1 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
460 ページ：5 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
460 ページ：9 行目　双方の利益⇒双方に対等な相対的利益
472 ページ：後ろから 3 行目　代議制の立法者⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
472 ページ：後ろから 2 行目　代議制の立法者⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
473 ページ：3 行目　代議制の立法者⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
473 ページ：12 行目　代議制の立法者⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
473 ページ：12～13 行目　代議制の立法者⇒〔当事者たちを〕代表する立法者
519 ページ：後ろから 3 行目　当初の定義⇒当初の定義の
537 ページ：10 行目　人生の幸福な一時的⇒人生の幸福な一時期
541 ページ：1 行目　それ加えて⇒それに加えて
543 ページ：4 行目　多用な⇒多様な
545 ページ：後ろから 3 行目　抱くであろう欲求⇒抱くはずの欲求
545 ページ:後ろから 3 行目　あることを選択するかしないか⇒何らかの行動を起こすこと
545 ページ：最終行　間で選択している⇒どれかを選んでいる
546 ページ：2 行目　欲求の間で⇒欲求の中から
560 ページ：後ろから 4 行目　差し手⇒指し手
561 ページ原注 20：後ろから 3 行目　vol. III, 1963), ch.III⇒vol. III, 1963, ch.3
581 ページ：3 行目　自然本性的な情緒と対立する道徳的情緒

⇒自然本性的な情動と対立する道徳的情動
581 ページ：13 行目　喚起される情緒⇒喚起される情動
582 ページ：8 行目　私たちが携わって⇒私たちが交際して
583 ページ原注 26：1 行目～2 行目　〔145 - 149 の誤記〕.〔ウイリアム・マクドーガル
⇒〔原書 145 - 149 の誤記／ウイリアム・マクドーガル
585 ページ：5 行目　激しいものとなるであろう⇒激しいものとなろう
585 ページ：5 行目　立腹する⇒義憤を覚える
589 ページ：11 行目　法か政策のどちらかを⇒複数の法律や政策の中からどれかを
591 ページ：7 行目　彼らが行いを是認している⇒彼らの行いを公認している
596 ページ：3 行目　付随した⇒対応した
596 ページ：8 行目　こうした対立する⇒〔正義や不正義を求めて〕拮抗しあう
619 ページ：10 行目　関して政治的な見解を持たなければ
⇒関する政治的な見解をそれぞれ持たなければ
622 ページ：10 行目　情緒とは⇒情動とは
622 ページ：12 行目　他の道徳的情緒⇒他の道徳的情動
623 ページ：6 行目　人の情緒⇒人の情動
628 ページ：後ろから 7 行目　自然本性なもの⇒自然本性的なもの
628 ページ：後ろから 5 行目　情緒ほど⇒情操ほど
628 ページ：後ろから 4 行目　道徳的情緒⇒道徳的情動
628 ページ：後ろから 3 行目　情緒⇒情動
629 ページ：6 行目　道徳的情緒と⇒道徳的情動と
630 ページ：9 行目　他の情緒⇒他の情動
630 ページ：後ろから 4 行目　こうした情緒⇒こうした情動
633 ページ：9 行目　情緒とは⇒情動とは
633 ページ：後ろから 8 行目　情緒や反応⇒情動や反応
635 ページ：最終行　異なる情緒⇒異なる情動
636 ページ：後ろから 7 行目　情緒を経験⇒情動を経験
638 ページ：1 行目　道徳的情緒⇒道徳的情動
638 ページ：8 行目　主要な情緒⇒主要な情動
639 ページ：後ろから 4 行目　情緒ではない⇒情動ではない
640 ページ：12 行目　伝統への専心⇒伝統への献身
648 ページ：12 行目　人間の社会性の一条件⇒人間の社交性の一条件
648 ページ：後ろから 5 行目　情緒や感情⇒情動や感情
652 ページ：7 行目　反対の方向に進むならば
⇒これと反対方向〔の正義感覚から愛着に向かう強化〕を見ておくと
662 ページ：9 行目　国際法上で承認されている人間集団
⇒そう認定された人間集団なるもの
668 ページ：9 行目　補償する⇒補正する
668 ページ：12 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
670 ページ：1 行目　機会均衡⇒機会均等

682 ページ：10 行目　ましな暮らし向き⇒ましな暮らし向きの対等な分かち合い
682 ページ：後ろから 5 行目　それだけますますこの理論は⇒正義の理論は
684 ページ：後ろから 7 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
684 ページ：後ろから 6 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
684 ページ：後ろから 4 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
684 ページ：後ろから 1 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
685 ページ：3 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
691 ページ：1 行目　人の功績⇒人の才芸
691 ページ：後ろから 7 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
694 ページ：12 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
695 ページ：後ろから 8 行目　一致しており⇒連携しており
703 ページ：4 行目　便益を補償する⇒便益を補正する
707 ページ：1 行目　どうして重要⇒なぜ重要
707 ページ：3 行目　おおよそ固定⇒ほぼ固定
707 ページ：7 行目　相互の相対的利益⇒相互に対等な相対的利益
727 ページ：後ろから 2 行目　神を幻視すること⇒神を直視すること
736 ページ：後ろから 6 行目　背景をなす）複数の条件および……原理こそが⇒後ろ盾となる）複数の条件および（それらの目標が追求される際の）流儀の両方を律することを私たちが承認すると考えられる、複数の原理こそが
747 ページ：8 行目　統制的な情緒⇒統制的な情動
759 ページ：10 行目　人間の社会性⇒人間の社交性
769 ページ：後ろから 5 行目　社会性⇒社交性
781 ページ：8 行目～9 行目　叱責する……過ぎない」と⇒指弾する――「今おっしゃったことが神の摂理や計らいに関する嘘偽りに過ぎないということは、ルター派のあなたなら完璧にお見通しではないのか」と
782 ページ：1 行目　四五年四月⇒四五年五月

索引

796 ページ：後ろから 11 行目　相互の相対的利益
⇒相互の相対的利益（ましな暮らし向きの対等な分かち合い）
798 ページ：9 行目　人類の社会的本性　：648, 685-687, 694⇒602, 684-685, 751
799 ページ：14 行目　「社会連合の事例としてのゲーム」の次に、以下の項目を追加し、同ページの「準－安定性」の項目を削除。
社交性（sociability）　648, 684, 685, 691, 694, 759, 769
803 ページ：18 行目　暮らしよさ⇒141 と 173 の間に 143 を加える
803 ページ：27 行目　計数原理⇒545-546 の後に 547, 723, 725 を加える
812 ページ：20 行目　キルヘンハイマー，オットー（Kirchenheimer, Otto）
⇒キルヒハイマー，オットー（Kirchheimer, Otto）

――――――――――――――――――――第 9 刷（2015 年 4 月刊）の訂正分――――――――――――――――――――

誤植訂正および修正

071 ページ：5 行目　道徳的概念の分析も⇒道徳的概念や

071 ページ：6 行目　も、理論の基礎としては⇒の分析は、理論の基礎として

194 ページ：1 行目　補償⇒補正

281 ページ：後ろから 8 行目　Natural Right⇒Natural Rights ?

323 ページ原注 22：2 行目　矢崎光國⇒矢崎光圀

386 ページ：5 行目　補償⇒補正

419 ページ原注 41：1 行目　矢崎光國⇒矢崎光圀

526 ページ：後ろから 6 行目　別の言い回わし⇒別の言い回し

531 ページ：後ろから 4 行目　勧告⇒忠告

603 ページ原注 4：1 行目　本文の粗描⇒本文の素描

636 ページ：後ろから 4 行目　違犯した⇒違反した

670 ページ：2 行目　採用する切迫性はかなり低い。

⇒急いで採用すべき切迫度はそれほど高くない。

723 ページ：後ろから 6 行目　意志決定⇒意思決定

――――――――――――――――――――第 10 刷（2017 年 4 月刊）の訂正分――――――――――――――――――――

修正

010 ページ：1 行目　相互に便益をもたらす⇒便益の対等な分かち合いを可能にする

026 ページ：12 行目　正義の諸原理の受容可能な範囲を画する

⇒受容可能な正義の諸原理の有効な範囲を画する

774 ページ：5 行目　心の清廉潔白⇒心の清さ

索引

801 ページ：23 行目　心の清廉潔白⇒心の清さ

――――――――――――――――――――第 11 刷（2019 年 4 月刊）の訂正分――――――――――――――――――――

修正

xii ページ：後ろから 4 行目　格差原理⇒格差〔是正〕原理

015 ページ：11 行目　けれども⇒だが

015 ページ：後ろから 6 行目　ある個人が⇒人が

015 ページ：後ろから 5 行目　与えない⇒当人に与えない

015 ページ：後ろから 5 行目　得ること⇒勝ち取ること

026 ページ：後ろから 8 行目　けれども⇒とはいえ

029 ページ：後ろから 4 行目　知っているのだから〈反照的〉

⇒承知しているのだから〈反照的〉（自省的）

066 ページ：12 行目　合致している⇒適合している

068 ページ：最終行　おおむね合致する⇒おおむね適合する

069 ページ：後ろから 6 行目　いっそう合致する⇒いっそう適合する

083 ページ：12 行目　を決める⇒をはっきりさせる

084 ページ：8 行目　各人の利益⇒各人の相対的利益
084 ページ：10 行目　各人の利益⇒各人の相対的利益
090 ページ：2 行目と「図」　各人の利益⇒各人の相対的利益
128 ページ：後ろから 6 行目　人びとの視座⇒人びとの視座（perspective）
142 ページ：11 行目　観念⇒理念
188 ページ：1 行目　パースペクティヴ⇒視座
288 ページ：後ろから 9 行目　〈特定の宗教的信仰を告白する国家〉
⇒〈信教国家（政教一致の国家）〉
294 ページ：3 行目　両者の間にあるこの違いは⇒〔①ロックやルソーおよび②アクィナスと宗教改革者たちという〕両派を隔てる差異は
339 ページ原注 29：10 行目　『人倫の形而上学』第一部（徳論）の研究書
⇒『人倫の形而上学』の研究書
402 ページ：最終行と後ろから 2 行目　広範な全システム⇒広範な全体システム
403 ページ：後ろから 3 行目　自由の全システム⇒自由の全体システム
471 ページ：6 行目　他の条件⇒他の事情
472 ページ：後ろから 8 行目　精確な意思決定⇒適確な（correct）意思決定
474 ページ：3 行目　正確な判断⇒適確な判断
479 ページ：後ろから 2 行目　特別な状況⇒特別な情況
522 ページ：後ろから 4 行目　この適合⇒この合致
534 ページ：後ろから 5 行目　私ははじめの二つの
⇒私は〔第 61 節冒頭で三つに区分したうちの〕はじめの二つの
537 ページ：3 行目　遂行し、自らの⇒遂行しうる見込みが高く、その
537 ページ：6 行目　人びとによって、彼らの⇒各人各様の
548 ページ：3 行目　正確に⇒精確に
656 ページ：4 行目　適合⇒合致
658 ページ：10 行目　相互的な正義⇒相互的な（対等な分かち合いの）正義
670 ページ：4 行目　そして⇒すなわち
670 ページ：6 行目　＜「……ものに変わる。」の後に以下を挿入する＞
今や〔〈デモクラティックな平等〉の構想に準拠して〕種々の格差が〔最も不遇な人びとの〕相対的利益に資するよう再編されているため、私たちは自分たちの幸運にいっそう深く思いを馳せるようになる。〔〈リベラルな平等〉の構想とは異なって、〕
670 ページ：7 行目以下　それゆえ社会的不平等は、私たちの暮らし向きが……議論する用意が整っている。⇒私たちの暮らし向きはもっと向上していただろうにと反実仮想して意気消沈することもあるまい。
703 ページ：8 行目　な正義⇒な（対等な分かち合いの）正義
708 ページ：後ろから 9 行目　フロイトと同等の適切さを持って論評できよう
⇒〔フロイトの説明と〕同程度に無理なく主張しうる
710 ページ：11 行目以下　社会システムが絶対にしてはならないことは、それらを有する人びとを……助長することである⇒社会システムが断じてしてはならないのは、

人びとの性向や願いを助長しておきながら、それらを否応なしに抑圧したり挫いてしまうことである

710 ページ：13 行目　正義構想の選択を再考する⇒正義の構想の採択を再審に付す

721 ページ：9 行目　最終目的⇒最終目標

721 ページ：9 行目　複数の目的⇒複数の目標

721 ページ：9 行目　それ以上の）目的を⇒それ以上の）目標を

725 ページ：5 行目　多くの方法⇒多くの筋道

737 ページ：後ろから 7 行目　選択されるであろう⇒選択されると考えられる

745 ページ：後ろから 6 行目　自らの人生計画⇒自分たちの人生計画

745 ページ：後ろから 6 行目　自らの正義感覚⇒当人の正義感覚

746 ページ：8 行目　秩序だった社会に住まうある人⇒秩序だった社会に住まう任意の人

746 ページ：12 行目　証明したい⇒明らかにしたい

746 ページ：13 行目以下　ある人にとって合理的である計画が全員にとっても合理的なものとなる⇒そうした人生計画はどんな人にとっても合理的なものであるため、全員にとって合理的なものとなる

749 ページ：6 行目　問題の定義⇒論点の明示

750 ページ：後ろから 5 行目　相手を選択することはできない
⇒当の相手を選抜することは普通できない

753 ページ：7 行目　行動方針ではなく〕特定の選択
⇒明確な行動方針ではなく〕ある特定の選択

756 ページ：後ろから 5 行目　これは私たちがなしえないことである。この情操は人格とは何であるのかということを明らかにするものである
⇒これは私たちがなしうることではない。なぜなら、この情操はその担い手の人柄を表立って明らかにしてくれるものである

756 ページ：後ろから 3 行目　ことに等しい。⇒ことにつながるからである。

758 ページ：11 行目　自分たちの善⇒自分たちの善（利益）

758 ページ：12 行目以下　もちろん、彼らの主張において、正義にかなった制度編成は自分たちの自然本性にじゅうぶんに合致していないということは真であり、それゆえ（他の条件が等しいならば）自分たちの正義感覚を確証・肯定しえたかもしれない場合に比べて、彼らの幸福度は劣るであろう。⇒もちろん、彼らの言い分に従えば、正義にかなった制度編成のほうが自分たちの自然本性にじゅうぶん合致しておらず、それゆえ（他の条件が等しいならば）自分たちが正義感覚を確証・肯定しえた場合に比べて、そこでの幸福度は減退することになるというのは間違っていない。

758 ページ：後ろから 6 行目以下　しかし、ここで言えるのはせいぜい以下のことにとどまる。すなわち、彼らの自然本性が彼らの不運・逆境をもたらしたのだ、と。
⇒だが、ここで言えるのはせいぜい以下の推定にとどまる。すなわち、彼らの〔幸福度の減退という〕不運・逆境をもたらしたのは〔正義感覚の善を認めたがらない〕自分たちの自然本性のほうなのではないか、と。

以上